

平成30年第10回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成30年6月28日(木) 午後4時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀、書記 三浦 保  
書記 見上 豪紀、書記 畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。  
議案第41号 三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における  
選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について  
議案第42号 平成30年9月定時登録日を定めることについて

午後3時55分開会

石井書記長 皆様ご苦勞様です。只今より平成30年第10回三種町選挙管理委員会を開会いたします。はじめに委員長さんの方からご挨拶いただき引き続き進行の方をよろしく願います。

嶋田委員長 皆様ご苦勞様です。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。先般、委員長ということで、皆さんからご推挙いただきましたけれども、まだ不慣れですので、皆様のご協力方よろしくお願い致します。

今日は議案が2件ありますので、ご審議よろしく願います。

嶋田委員長 それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、川田委員と加賀谷委員にお願いします。

それでは、案件として、議案第41号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について」、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第41号「三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表に

ついて」。

公職選挙法第192条第1項の規定により、平成30年5月13日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を別紙のとおり公表する。

公表の方法 三種町掲示場に掲示する。

まず、選挙運動費用の収支報告書について、公職選挙法の規定内容を申し上げますと、各候補者の出納責任者は、選挙運動に関する全ての収入・支出について記載した報告書（選挙運動費用収支報告書）を、領収書などの関係書類と一緒に選挙管理委員会へ提出しなければなりません。期限は、選挙期日から15日以内となります。

また、選挙管理委員会がこの報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければなりません。

また、選挙管理委員会は、報告書を3年間保存し、この期間中であれば誰でも申請して閲覧できることとなります。

この度の選挙におきましては、選挙期日が5月13日で5月28日が提出期限でありましたが、町長選挙については2名、議会議員一般選挙については20名、全ての候補者に係る報告書が期限内に提出されたところでございます。

その報告内容を事務局で点検し、国の様式に準じて収支報告書の要旨をまとめたものが、2ページ以降となりますのでご覧ください。

順番は、2ページから3ページが町長選挙、4ページ以降が議会議員一般選挙について立候補届出の順となっております。

町長選挙、議会議員一般選挙とも、同じ様式でありますので、町長選挙の様式で記載内容の説明を行います。

ご覧のとおり、「1」に選挙の種類、「2」に公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用）となっております。

この制限額については、お手元の議案第41号関連資料をご覧ください。

選挙運動のために使うことができる費用の制限額につきましては、告示日前日の5月7日の委員会で決定いただ

いており、その議案の写しでございます。

議案第31号「選挙運動費用の支出制限額について」としまして、まず、「1」の町長選挙につきましては、告示日における選挙人名簿登録者総数15,258人に人数割額として110円を掛けまして、これに固定額130万円を加えた2,978,400円となっております。

また、「2」の議会議員一般選挙につきましては、告示日における選挙人名簿登録者総数15,258人を議員定数16人で割って、これに人数割1,120円を掛けまして、さらに固定額900,000円を加えた1,968,100円となっております。

ちなみに、この制限額を超えて選挙運動費用を支出し、出納責任者が公職選挙法の罰則を受けた場合は、連座制によって当選が無効となりますが、町長選挙、議会議員選挙ともこの制限額を超えている候補者はありません。

2頁目に戻りまして、「2」のところが只今ご説明した制限額となります。

次に、「3」がこの報告書の要旨ということで、候補者の氏名、所属党派、出納責任者氏名、収支の期間が記載されております。

下の収支につきましては、左側が収入、右側が支出となっております。

各費目の内容についてご覧ください。

この費目は、国、県等全ての選挙で共通となります。

収入は、「主たる寄附」「その他の寄附」「その他の収入」の3つの区分がございます。

このうち、「主たる寄附」は、1件1万円を超える寄附金、労務の無償提供等で、同じ寄附、労務の無償提供であっても1件1万円以下のものは、2つ目の「その他の寄附」に計上されます。

3つ目の「その他の収入」は、自己資金、借入金等となります。

各候補者の収入を見てもみますと、ご覧のとおり1件1万円以下の「その他の寄附」に若干計上がある他、ほとんどが自己資金で賄われている状況でございます。

次に、支出に参ります。

支出につきましては、「人件費」「家屋費」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「休泊費」、その他の「雑費」に区分されます。

まず、「人件費」につきましては、ポスター掲示等の作業賃やうぐいす嬢、事務員の報酬等が計上されます。

次に、「家屋費」は、選挙事務所の借上料、電話架設費等が計上されます。

「通信費」は、郵便料、電話使用料等が計上されます。

「交通費」は、運動員の交通費の実費、連絡者のガソリン代等が計上されます。候補者個人のガソリン代等はありません。

それから、「印刷費」は、法定ポスター、法定葉書の印刷代等です。葉書については、町長は2,500枚まで、議員は800枚までという制限がございます。

次に、「広告費」。選挙カーの拡声機の借上代、たすき、看板等の製作費等になります。看板は、事務所の看板と選挙カーの上に乗せる看板も含まれます。

次に、「文具費」、「食糧費」。「食糧費」は、茶菓子、仕出し弁当等が計上されます。事務所で提供できる食料につきましては、公職選挙法で規制があり、来客者におにぎり、サンドイッチなど食事類の提供はできません。お茶やお菓子、漬物といったお茶受け程度のものであれば提供できます。

また、仕出し弁当につきましては、町の選挙は5日間で225個という総数制限があります。

次に、「休泊費」につきましては、運動員等の休憩、宿泊費で、一夜につき1万円という制限がございます。

最後に「雑費」。これは、いずれの費目にも属さない、例えば事務所の光熱費等が計上されます。

各費目の説明は、以上のとおりでございます。

収支報告書については、町長選挙の田川政幸さんから始まり、議会議員一般選挙については届出順にまとめてあります。議案集の収支報告書の要旨と同じ内容でございますので、内容をご確認いただき、議決をいただきましてから、

冒頭申し上げましたとおり、町内の掲示板3カ所に掲示して公表したいと考えております。

なお、候補者22名から提出された収支報告書がございますので、分担してご確認くださいようお願い致します。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

嶋田委員長　それでは、収支報告書とその要旨について、確認をお願い致します。ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。

(各委員、収支報告書及びその要旨を確認)

田村委員　うぐいす嬢の昼食代はどうしてるのか。食糧費にあたりなかったりするが。

畠山書記　うぐいす嬢の昼食については、報酬15,000円の中で賄うことになっているので、食糧費にはあがってこないという解釈です。

田村委員　要するに人件費に入っているということですよね。

田村委員　うぐいす嬢で、親族がやっている場合収支報告書に載らないことになるのですか。

三浦書記　人件費については、最初に報酬の届出に載っている人でなければ支払えません。無償でやった場合は、その分を一旦寄附として収入に記載してもらいます。その上で同じ金額を支出の方にあげるという会計処理となります。

田村委員　人件費に大きな差があるが。

三浦書記　人件費がうぐいす嬢だけの支出だった陣営や、労務費も支払った陣営それぞれですので。

田村委員　交通費について、記載している方と記載していない方がいるが。

三浦委員　交通費については、車の燃料費、車関係の費用は選挙費用に入りません。ここで記載されているものについては、例えば遠くから来ている運動員の電車賃を支給したとか、そういったものであります。

田村委員　わかりました。

嶋田委員長　葉書の郵送料は収支報告への記載はいらぬか。

三浦委員　葉書の郵送料は公費で賄っています。

嶋田委員長 確認していただいて、何か他にございませんか。

(「よろしいと思います」の発言あり。)

嶋田委員長 確認の結果、特に問題は無いということで、よろしいでしょうか。

(「異議ありません」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第41号については、原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 それでは次、議案第42号「平成30年9月の定時登録日を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい、平成30年9月の定時登録日を定めることについて。公職選挙法第22条第1項の規定により、平成30年9月の定時登録日を9月3日と定める。

説明致します。定時登録につきましては、公職選挙法において、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならないと定められており、1日が地方公共団体の休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

登録日を変更せず、1日に登録することも可能であり、登録日を直後の休日以外の日にする場合は、各市町村選挙管理委員会の議決又は専決処分により登録日を定め、これを告示する必要があります。

9月の定時登録につきましては、1日が土曜日、2日が日曜日でありますので、直後休日以外の日の3日を登録日に定めるものであります。説明は以上です。

嶋田委員長 このことについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(「よろしいと思います」の発言あり。)

嶋田委員長 皆さんご異議ありませんか。

(「異議ありません」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第42号については、原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長      その他として、事務局から何かありますか。

畠山書記      はい。21頁目に今後の日程がございますが、先回ご説明したものと同一内容ですので、説明は省略させていただきます。

嶋田委員長      はい。そうすれば、これで本日の委員会を終了致します。どうもご苦労様でした。

午後4時28分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_